

天橋立周辺地域景観まちづくり計画 全体構成(案)

基本認識

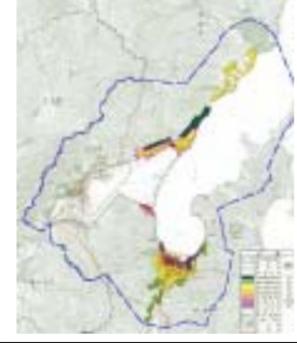
天橋立を核とした景観とは

- ・歴史や文化、人の営みが積み重なった姿
- ・自然景観の中心的存在かつ精神的な存在
- ・住民さらには国民共有の財産

なぜ「景観まちづくり」なのか

天橋立を核とした景観を、住民の知恵と力を合わせ、保全、育成、創造することで、地域が賑わい、また、やすらぐための活動として、「景観づくり」と「まちづくり」を一体とした取組により、良好な景観を形成していくことが重要

検討区域



現況、特性

周りを山並みによって縁取られている。
市街地は沿岸域に形成
天橋立を見下ろす俯瞰景観が代表的
地域毎の特色を有する小景域とそれをむすぶ道路から天橋立が眺望できる。

検討の視点

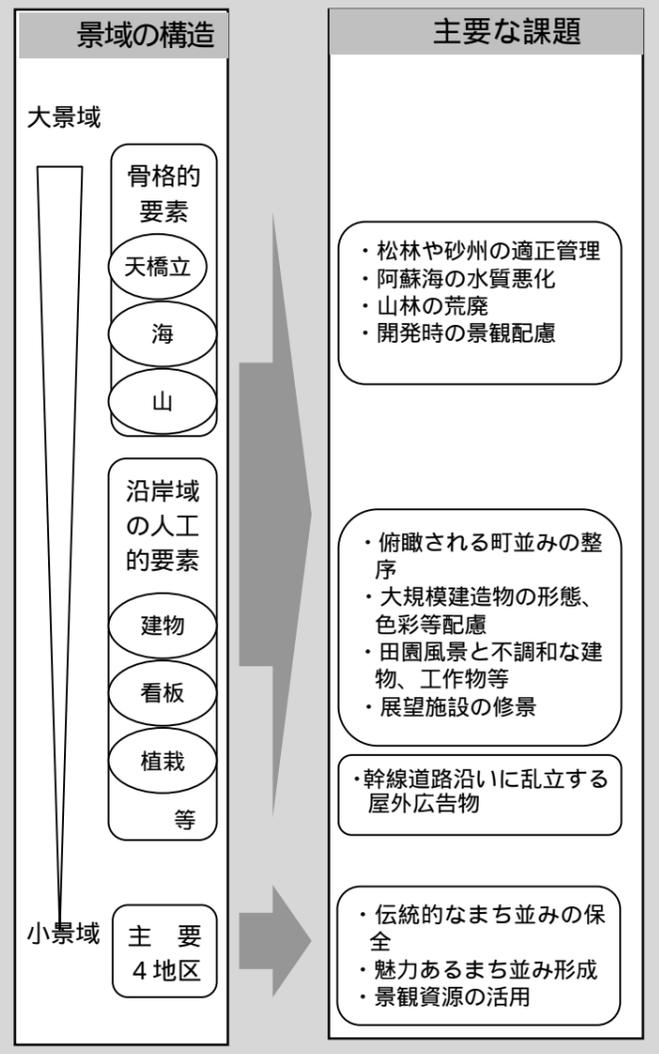
景観まちづくりの推進に当たっての重要な視点

景観は公共的財産 「内は自分のもの、外はみんなのもの」
「模造」ではなく「本物」を追求
住民が「誇り」と「愛着」がもてる景観まちづくり
地域の歴史、文化、伝承などの「物語」がまちに付加価値を
住民生活と観光のバランス 「住んでよし、訪れてよし」
50年、100年先を見据えた景観まちづくり
「世界遺産登録に向けて」

景観まちづくりの目標像、基本方針検討に当たってのキーワード

歴史、文化などの地域の文脈を尊重 心象風景となる物語と美しさの保全と創造 住民が誇りと愛着を持つことができる景観形成に繋がるまちづくり
住民・来訪者・事業者・行政がそれぞれの役割分担と協働 先人から受け継いだ資産の将来世代への継承

景観要素と課題



取組方針と方策(案)

景観まちづくりの基本方針(案)

地域のシンボル景観の保全
・地域の代表的景観である天橋立の俯瞰景観や眺望景観を保全

生業、風土に根ざした文化的な景観の育成
・天橋立と周辺の歴史、文化資産の育成

魅力と賑わいのある景観の創造
・公共事業と一体となった景観まちづくりやおもてなしの心による住民主体の取組により、魅力と賑わいのある景観を創出

地域の景観資産を活用したまちづくり
・地域の歴史や文化を伝える資産や住民が誇る景観の資産を活かしてまちづくり活動を促進

取り組み方針と具体的方策(案)

取り組み方針	具体的方策(素案)
景観法を活用したシンボル景観保全	眺望景観や地域の景観保全のためのルールづくり(景観法の活用) 屋外広告物のデザイン・意匠の統一、集約化等の検討 既存施設の修景検討 等
文化的景観のさらなる価値付け	世界遺産の登録に向けた取組 文化財保護制度を活用した文化的な景観や資産の育成 等
公共事業と一体となった景観まちづくりの推進	道路、河川等の整備事業による先導的景観形成と、事業に併せた周辺景観整備 (大手川、自転車道、岩滝海岸線、府中バイパス 等) 天橋立公園の官民一体となった適正な維持管理の推進 森林、海域の保全のための取組 等
景観資源の発掘による価値の共有化と活用による観光交流推進	観光施策と連携した取組 景観資源の発掘(京都府景観条例の制度活用等)と情報発信 等
景観を活かしたまちづくりに関する情報交換、交流の推進	他地域との交流、情報交換の場の設定 住民等の意識啓発の取組(シンポジウム、円卓会議等) 等
住民主体、住民参加による景観まちづくりの取組	通り、地区の景観形成のモデル的検討(学習会、まちあるき等) 天橋立公園、道路、河川等の住民参加による計画、管理 等

天橋立周辺の主要な視点場と検討区域

検討区域

- ・おおむね、天橋立を取り巻く山の稜線に囲まれる区域

〔宮津市街地部は、都市的土地利用が進んでいる又は今後想定される地域（用途地域の指定区域）を含む〕



地上眺望：国分寺跡付近



俯瞰3：天上大パノラマ観・仙台山



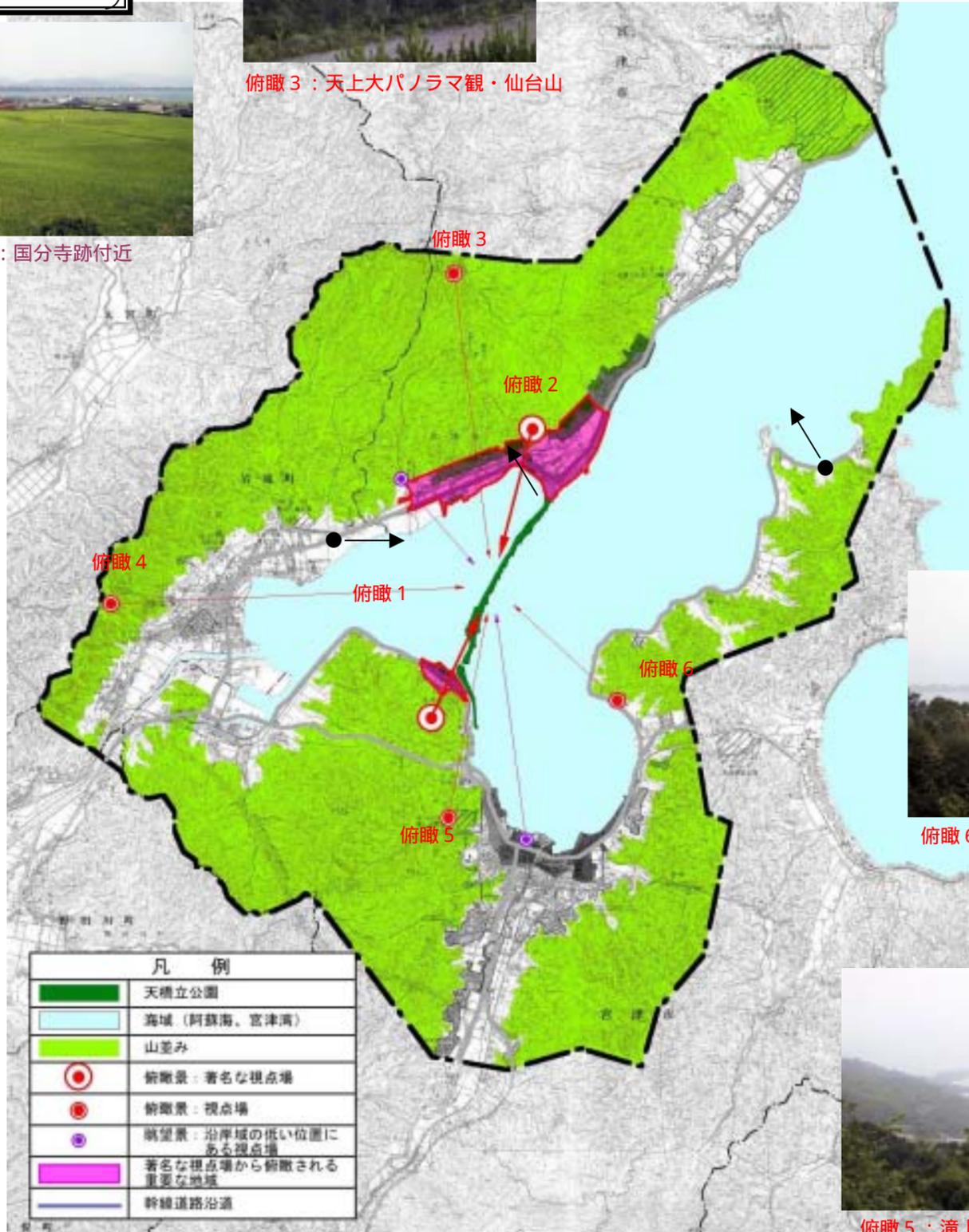
俯瞰2：傘松公園



俯瞰4：大内峠一字観公園



その他眺望：国道178号から天橋立方向



その他眺望：天橋立から傘松公園方向



その他眺望：田井から日置方向



俯瞰6：獅子崎



俯瞰1：ビューランド

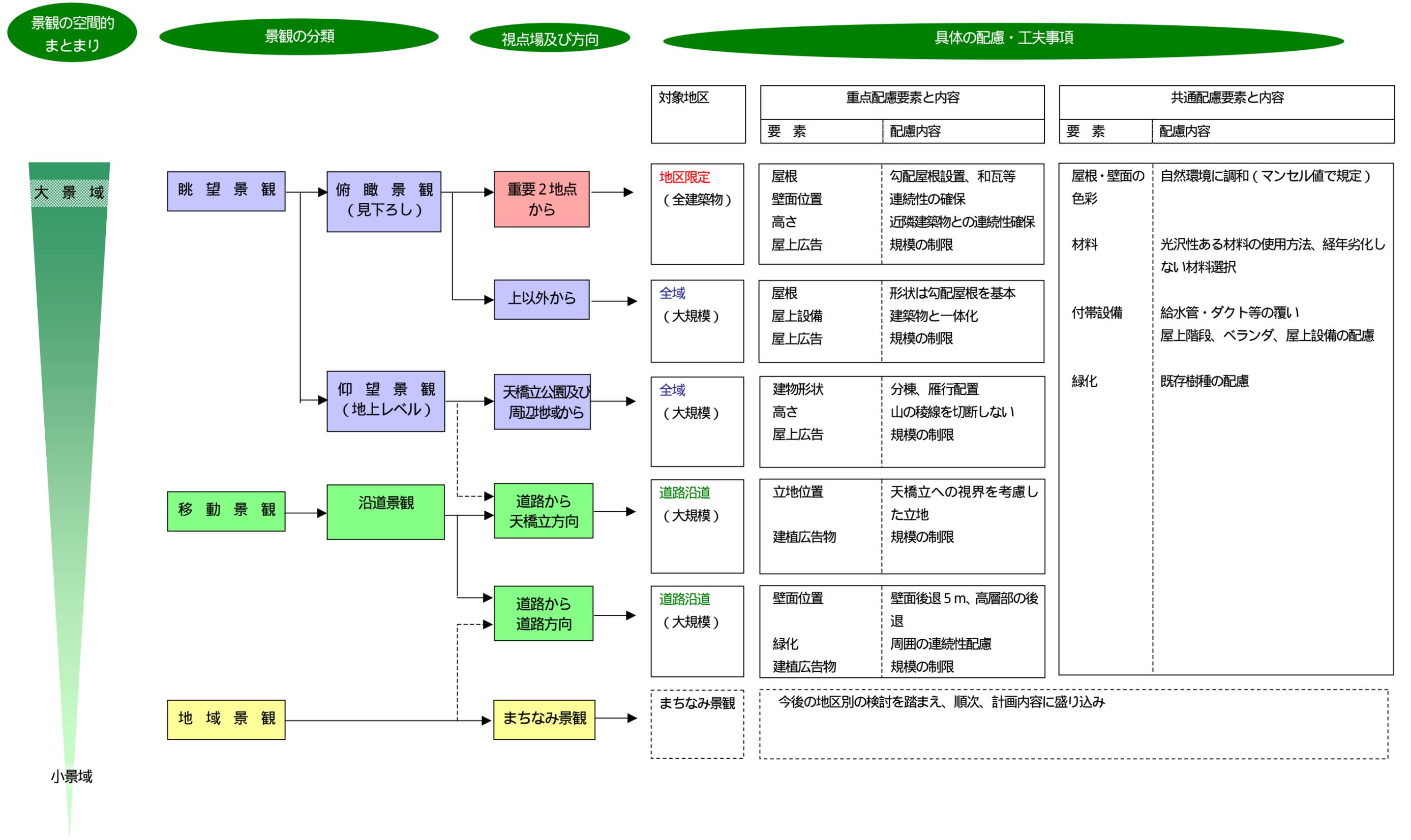


俯瞰5：滝上山



地上眺望：島崎公園付近

天橋立周辺地域の景観構成の整理と配慮事項(ルール)の流れ



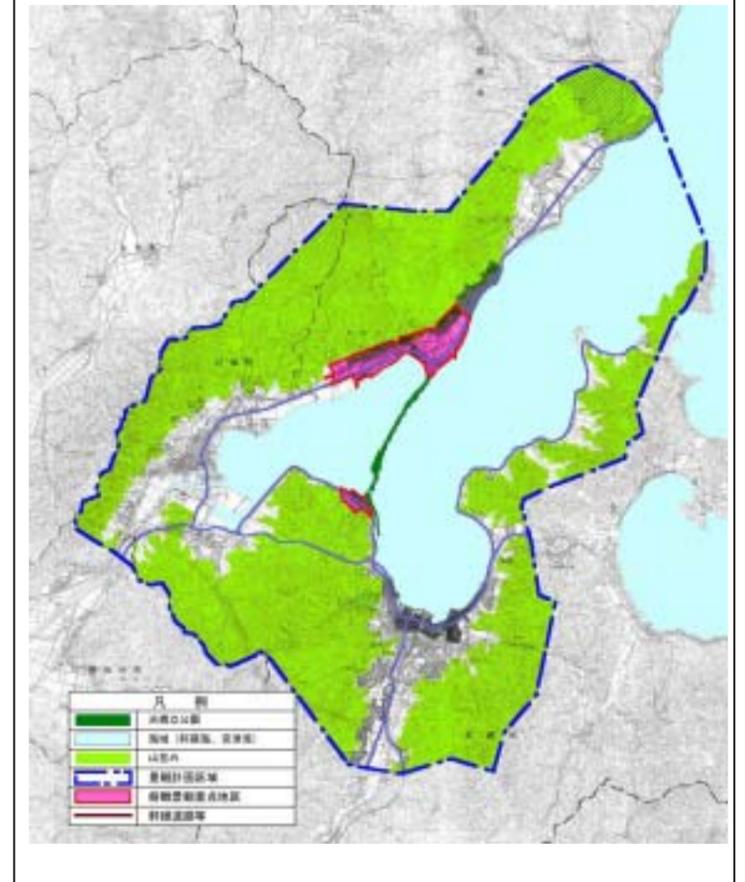
建築物、工作物に関する景観配慮事項まとめ

配慮を要請する行為、規模（届出対象）		
行為の種類	対象区域全域（右の地区を除く）	俯瞰景観重点地区
建築物、工作物の新築、増築、改築等	4階建て以上の建築物又は高さ12m以上の建築物及び工作物	すべての行為（延べ床面積10㎡以下の簡易建築物等は除く）

いずれも軽易な行為等（非常災害時の応急措置、通常の管理行為等）は除く

景観形成の基準																		
建築物・工作物																		
	対象区域全域（右の2地区を除く）	幹線道路沿道地区	俯瞰景観重点地区															
位置		<ul style="list-style-type: none"> 天橋立への視界が開ける区間においては、天橋立を見通す視線を考慮し、建物を配置する。 幹線道路に面する場合は、原則、5メートル以上道路から後退する。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する壁面の位置は、隣接する建築物の壁面を考慮し、まちなみの連続性を保つ。 やむを得ず建築物を後退させる場合は、塀、門の設置等により、まちなみの連続性に配慮する。 															
規模	<ul style="list-style-type: none"> 分棟、分節化するなどボリューム感の低減を図る。 天橋立公園内など、主要な視点場から見て、山の稜線を切断しない高さとする。 山裾に建築する場合は、雁行配置とするなど、山並みに調和した形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ。 															
意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本とし、これによらない場合は、勾配のある軒庇を設置し、屋上の緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本とする 屋根材は、和瓦又は銅板その他の金属板とすること。 															
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト管などは、外壁面に露出させないよう配慮する。 																
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に取り込むなど、適切な覆い措置を講じるよう努める 塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観となるよう努める。 																
	屋外階段、ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体と一体化するなど調和した意匠となるよう、又は、主要な視点場や沿道から直接見えないよう配慮する。 																
材料	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラスなど光沢性のある材料は、大きな面積で用いないよう努める。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう努める。 																	
色彩	外壁 屋根	<ul style="list-style-type: none"> 建物の基調となる色は、周辺環境と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁等</td> <td>5YR ~ 2.5Y</td> <td>4以下</td> <td>6以上 8.5未満</td> </tr> <tr> <td>B, PB, P, PR系を含まないその他</td> <td>2以下</td> <td>6以上 8.5未満</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>N系（濃灰、黒）</td> <td></td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	彩度	明度	外壁等	5YR ~ 2.5Y	4以下	6以上 8.5未満	B, PB, P, PR系を含まないその他	2以下	6以上 8.5未満	屋根	N系（濃灰、黒）		3以下
	色相	彩度	明度															
外壁等	5YR ~ 2.5Y	4以下	6以上 8.5未満															
	B, PB, P, PR系を含まないその他	2以下	6以上 8.5未満															
屋根	N系（濃灰、黒）		3以下															
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 地域の在来種を選定するなど、既存樹種との調和を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ 															
		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ 															

区域図



- 1 赤字は重点要素
- 2 幹線道路とは、国道176号、国道178号、府道宮津八鹿線、栗田半島線、綾部大江宮津線（いずれも計画区域内に存在するものに限る）

「俯瞰景観重点地区」における景観形成ルール

隣接する建物の壁面等に考慮して町並みの連続性を確保します。



- ・隣接する町並みとの調和に配慮しながら、壁面意匠を工夫して町並みの連続性を保っている例
京都市：美観地区、高度地区等による規制

建物の高さや規模を隣接する町並みに合わせます。

・家並が整った町並みのイメージ

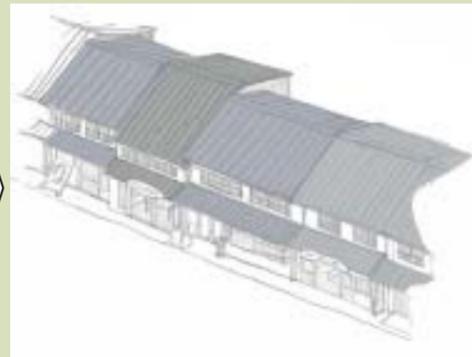


- ・低層の家並のそろった町並みの高さや規模を合わせ、整った町並みとする必要があります。

建物の屋根形態や屋根材を合わせることで、整った町並みが形成できます。



- ・屋根形状や屋根の色彩が不揃いな町並みのイメージ



- ・勾配屋根、屋根材を統一することで整った町並みが形成できます。

建物の屋根色彩を統一することで、天橋立への眺望がよりよいものになります。



- ・基準や取り決めがないと、さまざまな色彩の屋根がつけられる可能性があります。



- ・屋根材や色彩等を調和させ、良好な町並みの俯瞰景が得られます。

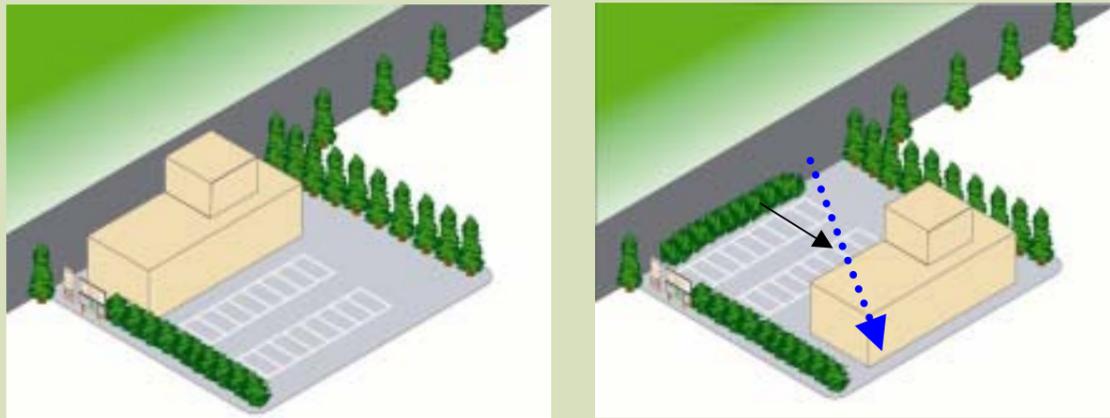
ルールの提案

- ・通りに面する壁面の位置は、隣接する建築物の壁面を考慮し、まちなみの連続性を保つ。
- ・やむを得ず建築物を後退させる場合は、塀、門の設置等により、まちなみの連続性に配慮する。

- ・近隣建築物から突出しない高さとする。
- ・勾配屋根を基本とする
- ・屋根材は、和瓦又は銅板その他の金属板とすること。

「沿道景観」における景観形成ルール

建物を建てる位置を工夫することで、周辺への眺めが確保できます。



・道路境界から建物を後退させ、幹線道路からみる天橋立や山並みへの眺めに配慮した建物配置を行ないます。

建物の上層部を壁面後退することで、沿道の圧迫感が軽減されます。



・中高層階の壁面を後退して圧迫感を解消している例
・壁面を後退させると上空の視界が開け、開放感が増します。

道路空間の緑や周辺の緑との連続性に配慮することで、周辺景観との調和が図れます。



・建物敷地外周に緑化を施すことで、周辺の自然や緑との調和が図れます。
・建物前面や道路沿道に修景緑化を行うとより効果的です。
・植栽する樹種については、地域の在来種を選定するなど、配慮が必要です。

ルールの提案

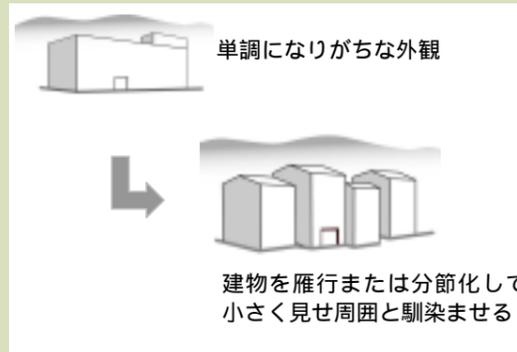
天橋立への視界が開ける区間においては、天橋立を見通す視線を考慮し、建物を配置する。

・幹線道路に面する場合は、原則、5メートル以上道路から後退する。

上空の開放感を創出するため、高層部の壁面を後退する。

眺望景観保全のための景観形成ルール

建物を建てる位置や規模を工夫することで、周辺からの良好な眺めが確保できます。



・建物の長大な面を見せないように工夫したり、細分化する工夫もあります。



・建物を雁行させたり、分節化してボリューム感を低減させている例

勾配屋根や庇を設けることで、まちの表情が豊かになります。



・勾配屋根や庇をもつ建物に屋上緑化を図ったイメージ例

背後の山並みに配慮した建物規模とすることで、良好な眺望が確保できます。



・勾配屋根を設けて周囲の山並みや自然との調和を図った例

屋上の設備に覆いをしたり、建物に取り込むことで、周辺の山並みとの調和を図ることができます。



・屋上設備が露出している例



・建物と一体的な意匠による整備イメージ

ルールの提案

分棟、分節化するなどボリューム感の低減を図る。

天橋立公園内など、主要な視点場から見て、山の稜線を切断しない高さとする。

山裾に建築する場合は、雁行配置とするなど、山並みに調和した形態とする。

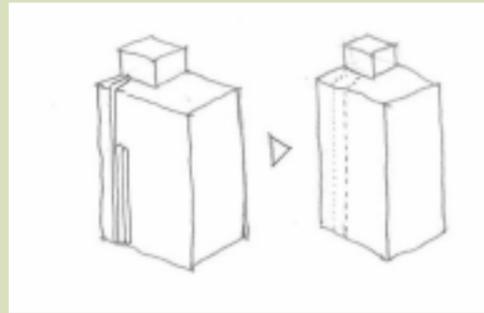
勾配屋根を基本とし、これによらない場合は、勾配のある軒庇を設置し、屋上の緑化に努める。

建築物本体と一体化するなど調和した意匠となるよう、又は、主要な視点場や沿道から直接見えないよう配慮する。

景観形成ルールの共通項目

建物に付帯する設備

給水管やダクト等の配管類は、露出させないように配慮し、周りの景観との調和を図ります。



・配管類を外壁に露出させない工夫



・配管類を外壁に見せないようにしてシンプルな壁面意匠とした例
千葉県幕張新都心 デザインガイドラインによる誘導

ベランダや屋外階段を建物本体に取り込むことで、周辺からの視野に配慮します。



・建物との調和を考慮しながら、ベランダや階段を一体的に取り込んだシンプルな外観の建物例
千葉県幕張新都心 デザインガイドラインによる誘導

建物外壁の色彩

経年変化の少ない耐久性のある材料を使うとともに、地域の特色や周辺景観に配慮した素材を用います。



・外壁にタイルを用いた建物（郷土資料館）山並みの緑と調和した建物例



・自然石やタイルなどは年変化しにくく、周辺環境とも調和しやすい素材です。

建物外壁の色彩

建物の外観の色彩には、落ち着いた色彩をもちいることで、背後の山並みなど周辺との調和を図ることができます。



・背景の山並みと調和した外壁色をもつ建物例（対象地区内の建物）

建物外壁の色彩検討シミュレーション

現況



外壁色彩誘導イメージ例



外壁：10YR8/2 程度

ルールの提案

- ・給水管、ダクト管などは、外壁面に露出させないように配慮する。
- ・屋上設備は建築物に取り込むなど、適切な覆い措置を講じるよう努める
- ・塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観となるよう努める。
- ・近隣建築物から突出しないよう努める。

- ・屋外階段等は、建築物本体と一体化するなど調和した意匠となるよう、又は、主要な視点場や沿道から直接見えないよう配慮する。

- ・建物に用いる材料は、金属やガラスなど光沢性のある材料は、大きな面積で用いないよう努める。
- ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう努める。

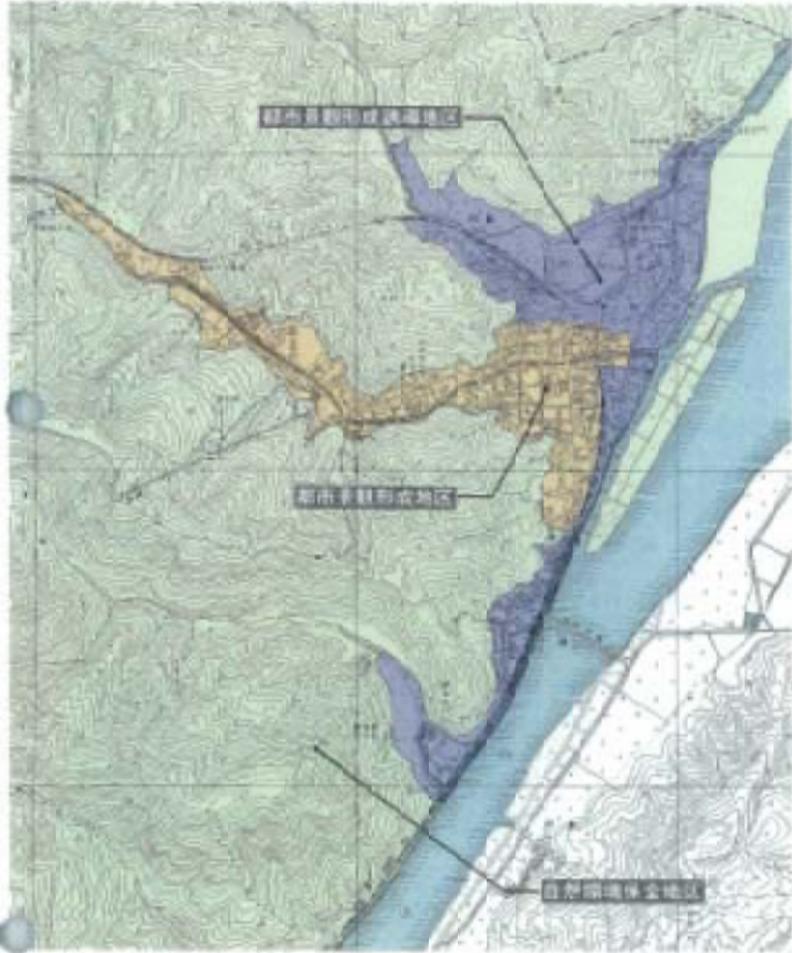
- ・建物の基調となる色は、周辺環境と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。

□景観基準に関する事例2 ～兵庫県 城之崎温泉景観形成地区～

区域指定の考え方

- 城之崎温泉街の伝統的建造物や歴史的景観を形成する地域で一定のまとまりの区域を県条例に基づき指定
- 建築物等の新築、改築等の際は、県への届出要
- 建築物等のデザイン、色彩、位置、植栽 等について基準を設け指導
- 民間施設の修景や看板修景、ストリートファニチャー整備等に係る助成事業あり（助成額10万～100万）

指定区域図



景観形成基準

区域	景観	建築物	工作物
町田温泉 景観形成地区	高さ	●10m以下とし、山の傾斜が急なように配慮する。	●高層に上る際、景観を阻害するような構造とする。
	屋根	●伝統的であり、美観的もしくは近隣の和風建築の趣向を継承する。	●高層となる場合は、景観を阻害するようにならないようにする。
	外観	●建造物の外観は、伝統的建築様式を継承し、景観を阻害しないよう配慮する。また、同一色調の調和的な外観を形成するものとする。景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
	建築設備	●空調機や換気扇を設置するものは、隠いするなどして通りから見えにくいように設置する。●屋上設備は設置しない。必要を要する場合は、隠いするなどして通りから見えにくいように設置する。	
	植込物	●屋上設備は設置しない。●数が多い場合は、景観を阻害しないよう配慮する。●景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
日除け サイン	●景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。		
新通り 景観形成地区	高さ	●階数は3階又は2階とする。ゆるやかな傾斜の上とする場合は、最上階の上の階数を減らす。通りから見えにくいようにする。	
	屋根	●通りに面して平入りとする。	
	景観の位置	●景観の位置は、景観を阻害する景観の位置に合わせ、景観の趣向を継承する。	
	植込物	●景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
水屋川通り 景観形成地区	高さ	●階数は3階又は2階とする。	
	屋根	●通りに面して平入りとし、景観の趣向を継承する。●景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
	景観の位置	●景観の位置は、景観を阻害する景観の位置に合わせ、景観の趣向を継承する。	
	植込物	●景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
新通り 景観形成地区	高さ	●階数は3階又は2階とする。	
	屋根	●通りに面して平入りとする。	
	景観の位置	●人が集まる所では、景観を阻害せず、景観の趣向を継承する。	
	外観	●和風建築の趣向、景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
水屋川通り 景観形成地区	高さ	●階数は3階又は2階とする。	
	外観	●和風建築の趣向、景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
	植込物	●景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
	植栽	●景観的に植栽を施す。	
上通り 景観形成地区	植込物	●景観を阻害するものは、できるだけ取り除くものとする。	
	植栽	●景観的に植栽を施す。	

基準イメージ

城崎町のなかの都市景観形成地区
城崎町は、独特の自然と調和した「和」の景観を形成するよう努めています。景観形成のための地区区分で、城崎町の町域のうち、大規模開発を中心とした景観形成を、都市景観形成地区に指定しました。



修景事例



伊丹市景観計画の区域



景観計画区域
(市域全域)

旧大坂道都市景観形成道路地区の建築等の景観形成の基準

対象	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する建築物壁面は、その高さに応じて、伝統的な壁面線の位置に揃える。 駐車スペース等を設ける為、やむを得ず壁面線を後退させる場合は、扉、門、櫓等により、まちなみの連続性を確保するように努める。
形態	<ul style="list-style-type: none"> 通りからの景観を形成する部分は、伝統的建築物の形態を受け継ぎ、歴史的まちなみと調和するものとする。
材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 通りからの景観を形成する部分は、歴史的まちなみと調和した色合いや材料を用いる。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 平入り切妻屋根を基本とし、勾配を周辺と調和したものとする。また、通りに面した1階部分には、下屋を設ける。 屋根葺き材は、いぶし銀色の和瓦を基本とする。やむを得ず他の材料を用いる場合も、その色彩を黒又は灰色とする。
壁面の意匠及び開口部等	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する窓等開口部や建具は、伝統的形態を基本とし、歴史的まちなみと調和する形態・材料とする。
設備及び屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> 通りから直接見えないように設置する。
門・櫓・櫓	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的まちなみと調和する形態・材料・色彩とする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩を工夫し、まちなみに調和したものとする。



旧大坂道都市景観形成道路地区のまちなみ

色彩に関する基準

1. 市域全域 (※重点的に景観形成を図る区域を除く) における行為の制限

1) 趣出対象行為

- 地上4階建以上の建築物または高さ(屋上突出物がある場合は当該突出物の上端における高さとする。)が16m以上の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- 建築面積1,000㎡以上の建築物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

2) 行為の制限

建築物及び工作物の外観における色彩の範囲は次の通りとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積率の4分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色相	彩度	明度
7.0B~2.0Y	4以下とする。	5以上とする。
その他	2以下とする。	

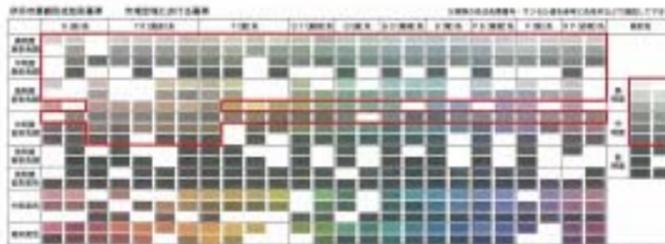


図7 市域全域 (※重点的に景観形成を図る区域を除く) における基調となる色彩の範囲

市域全域における大規模建築物の建築等の景観形成の基準

対象	基準
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和を配慮した位置・規模とする。 敷地境界線からのセットバックなどにより近隣に圧迫感を与えないよう努める。 建築物の高さや壁面位置は、連続性の維持に配慮する。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した意匠とするよう努めるとともに、側面・背面の意匠にも配慮する。 街路景観は、意匠の連続性に配慮する。
壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とし、目立たないように努める。
屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> すっきりした統一感のある屋上とするよう努める。
屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と一体となったデザインとなるよう、ルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 長大で無窓など単調で閉鎖感のある壁面を作らないようにする。 商業系地区では、歩行者に配慮し、にぎわいを演出した意匠とし、通りの連続性に配慮する。
低層部	<ul style="list-style-type: none"> 商業系地区の低層部では、歩行者に配慮し、にぎわいを演出した意匠とし、通りの連続性に配慮する。
駐車場部	<ul style="list-style-type: none"> 通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口の意匠や外装仕上げとするよう配慮する。
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物との調和を図り、洗濯物やエアコン室外機あるいは収納車など建築物の表情を乱すものが通りから直接見えにくい構造・意匠とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、集落またはその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 経年変化に耐えうる材料を選択するよう配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁においては、落ち着いた色合いを主に用い、周辺のまちなみや自然との調和を図る。 商業系地区の低層部では、色彩の演出に工夫するとともに、高層建築の中層部部分は、低彩度とするよう努める。 建築物の屋根においては、基調となる色はげげげげげげにならないよう努める。

対象	基準
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 高木(将来、高木となるものを含む)で樹冠幅のあるものを数株に植栽するよう配慮する。樹種の選定にあたっては、周辺の街路樹や既存の植生との連続性に配慮する。 敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある緑化を行うとともに、既存の樹木についてはできるだけ保存するよう配慮する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 駐車・駐輪スペース等により、通りの連続性が失われないよう配慮し、道路に面する部分については生垣を設置するなど、緑化等による修景を行う。 位置、扉・門等の意匠について、建築物とのバランスに配慮する。 機械式駐車場、タワー型駐車場については、建築物とのバランスや周辺のまちなみとの調和に配慮する。 単調で閉鎖的な樹・擁壁を避けるなど、道路との関係に配慮する。 積極的に生垣を設置するよう努める。 河川や水路に面した敷地では、水際景観との調和に配慮した処理を行う。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩を工夫し、周辺のまちなみに調和したものとする。